

◆ 後期日程の申し込みの受付が始まりました

## 令和元年度 市職員採用試験（後期日程）

【問い合わせ】 人事課 ☎ 22-9605 FAX 22-9742 ✉ jinji@city.iga.lg.jp

### 【募集職種・人数】

- 事務職（初級・職務経験者対象） いずれも若干名
- 土木技術職（初級・職務経験者対象） いずれも若干名
- 社会福祉士（上級・初級） あわせて若干名
- 保育士（職務経験者対象） 若干名
- 救急救命士 若干名

### 【試験日】

9月22日(日)

### 【試験会場】

- 救急救命士以外：市役所本庁舎
- 救急救命士：伊賀市消防本部、伊賀市民体育館

### 【試験内容】

- 事務職：基礎能力検査・事務能力検査
- 土木技術職・社会福祉士・保育士：基礎能力検査・専門試験
- 救急救命士：基礎能力検査・体力測定

### 【申込期限】

8月23日(金)

※申し込みの際には、必ず募集要項をご確認ください。募集要項は、人事課・各支所振興課・消防総務課にあるほか、市ホームページに掲載しています。

【申込先】 人事課



◆ 伊賀市の医療をともに支えていきませんか

## 管理栄養士・歯科衛生士・臨床検査技師募集

【問い合わせ】 上野総合市民病院病院総務課 ☎ 24-1111 FAX 24-1565 ✉ byouin-soumu@city.iga.lg.jp

### 【募集人数】

- 管理栄養士：1人
- 歯科衛生士：1人
- 臨床検査技師：1人

### 【応募資格】

- 管理栄養士：昭和44年4月2日以降生まれで、管理栄養士免許を持っている人
- 歯科衛生士：昭和44年4月2日以降生まれで、歯科衛生士免許を持っている人
- 臨床検査技師：昭和45年4月2日以降生まれで臨床検査技師免許を持っている人または令和2年3月末までに取得見込みの人

### 【勤務条件・賃金】

市の条例・規則に定めるところによります。  
※当該職種の前歴に応じた加算措置や諸手当があります。

### 【休暇制度】

年次有給休暇、特別休暇（結婚・産前産後・子の看護・忌引・ボランティアなど）、病気休暇、介護休暇など

※育児休業制度、部分休業制度も整備しています。  
※託児所がありますので、子どもがいる人も安心して勤務できます。

【勤務場所】 上野総合市民病院

### 【申込方法】

病院総務課にある「伊賀市職員選考採用試験受験申込書」（1通）を持参または郵送で提出してください。申込書は市ホームページからダウンロードできます。

### 【選考方法】 作文・面接

○試験日：10月4日(金)

※時間などは応募した人に後日お知らせします。

○採用予定日：

管理栄養士・歯科衛生士 12月1日(日)

臨床検査技師 令和2年4月1日(水)

【申込期間】 9月20日(金) 午後5時15分 ※必着

※郵送の場合は、簡易書留で送付してください。

### 【応募先】

〒518-0823 四十九町831番地  
上野総合市民病院事務部病院総務課



## ◆二次募集を受け付けています

**地域と連携した起業支援事業に係る補助金**

【問い合わせ】 商工労働課 ☎ 22-9669 FAX 22-9695 ✉ shoukou@city.iga.lg.jp

市内での新たな事業主体の創出を促進し、地域経済の維持・発展のため、起業する人に対し、その経費の一部を補助金として交付します。

**【対象事業】**

地域と連携した起業支援事業：市内にある空き家・空き店舗を利用し、市内の団体などと協働で新たな事業を創出する事業

**【対象者】** 市外の個人または法人

※他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

**【補助金額】**

改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発など開業に要する経費の2分の1以内（上限300万円）

**【申請方法】**

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。申請書や募集要項などは市ホームページからダウンロードできます。

※予算に達し次第、締め切ります。

**【申請先】**

商工労働課

## ◆家庭から発生する生ごみの減量と資源の有効利用のために

**生ごみ処理容器購入費補助金制度**

【問い合わせ】 廃棄物対策課 ☎ 20-1050 FAX 20-2575 ✉ haikibutsu@city.iga.lg.jp

家庭から出るごみを堆肥化処理し、ごみの減量化と生ごみを資源として再利用することで、環境負荷の軽減が期待されています。

**【補助対象品・基数】**

①電力を用いないもので発酵作用を利用する構造のもの、または水分を地中に浸透させる構造のもの（コンポスト・EM菌生ごみ処理容器など）

※1世帯あたり2基まで

②電力を用いるもので発酵分解作用を利用した構造のもの、または乾燥による減量化が促進される構造のもの（電動処理機）

※1世帯あたり1基まで

**【補助対象者】**

次のすべてに該当する人

○市内に住所を有する人で、市税を完納している人（事業所は除く。）

○自ら所有・管理する家屋・土地に自らの負担で設置する人

○生ごみ処理容器を常に良好な状態で維持管理できる人

※以前に補助金の交付を受けている場合は、前回の交付を受けた日から起算して、



次の期間を経過するまでは、交付の対象となりません。

①コンポスト容器など 3年

②電動処理機 6年

**【補助金額】**

①電力を用いないもの 購入費の3分の1

※上限3,000円、100円未満切り捨て

②電力を用いるもの 購入費の3分の1

※上限20,000円、1,000円未満切り捨て

**【申請方法】**

購入後3カ月以内に、交付申請書へ必要事項を記入の上、下記の書類を添えて持参または郵送してください。

○伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書

※申請者は世帯主に限ります。

※購入金額は、消費税込の金額を記入してください。

○領収書

※宛名は申請者（世帯主）とし、購入品のメーカー名・型式・数量が明記されたもの

○設置後の写真

※電力を用いるものの場合のみ

○申請者本人（世帯主）の市税完納証明書

※収税課・各支所住民福祉課で取得してください。

**【申請先】**

廃棄物対策課